

散樂策問考

角田一郎

散樂に關する村上天皇の策問と散樂得業生秦宿禰氏安の對策とは、通常合せて散樂策問と呼ばれて、乏しい散樂文獻中につて、平安中期の狀態を示す貴重なものであるが、その記す所の散樂の伎が果してどんなものであつたか捕捉し難く、それに伴つて文意の理解しにくい點も多い。

本朝文粹の注釋中における柿村重松氏の精緻な訓詁も此の點に關しては明解が與えられていない。これに論及せられた諸家も多いが、就中高野博士の「日本演劇史」第一卷と能勢博士の「能樂源流考」とは、それぞれ一章を費して仔細に論考して居られる。能勢博士は綿密に傍證を求めつつ本文中の事實を追及せられ、高野博士は極めて率直な筆致で氏安の對策中の散樂の故實が虚構であり、その言う所が支離滅裂で殆ど

意を成さないと斷ぜられた。私は勿論右の三書を初め多くの方々の御研究に導かれているのであるが、なお多少異つた見解を抱かざるを得ない所がある。策問を散樂に關係のある部分について個別的に見て行くと、諸家の御説には極めて妥當と思われるものが多いためであるが、さてそれによつて全文を見通して行くと、いかにも高野博士の言われるように文意が通じなくなつてしまふ。だがその故に對答を支離滅裂としまつてしまつてよいであらうか。全文にわたる釋義の中に收まらない句解は、その句解自体に疑があるのでなかろうか。又一方、全釋は柿村氏のものが、唯一つあるだけであるが其の後に優れた研究の數々出している。

問對兩文の主旨は、私の見る所ではよく照應して居り、氏安の對える所は脈絡一貫した堂々の論であるようである。帝は現行散樂の中或る種の放恣な伎と人口世傳の古奇伎との疑うべく怪しつぶきによつて、其の師傳の有無並びに價値の如何を問われ、氏安は現行或る種の伎が古意を承受せず、人口の古奇伎が浮誇の訛傳である事を主張し、兩者とも實は相應じて儒教的見地より之が風教上に無價値にして有害なる事を決

定的に論じ去つたものと思われる。以下問對全文について考察してみたい。

二

問、散樂之興、其來尚矣。

俳優入魯、環裳斷足之刑、

幅幅來朝、自爲解頤之觀、

仰尋前日之伎歌、

俯察當今之風俗、

不關周禮施人之所學、

亦殊漢典遠夷之所獻、

鶻鷗來朝の事は、他に徵すべきものがな
い。ただ三代實錄の陽成天皇元慶四年七月
廿九日の條に「右近衛内藏宮繼長尾米繼、
伎善散樂、令入大咲、所謂鶻鷗人近」
とある。果して南蠻鶻鷗人が來朝し
た事があつたのか、又唐土の散樂中におけ
る鶻鷗の伎とも稱すべきものが、渡來した
のか、それは分らない。「所謂」と言うの
だから、極めて概念化された表現であつて
滑稽な言動の伎を唐土では鶻鷗人にたとえ
るが丁度この富繼や米繼もそれだという位
の意味であろうか。恐らく我が古來の「わ
ざをき」が唐土の類似の藝を探り入れて發

展を遂げ散樂の一伎として、扱われるに至
つたのである。さて此の文を見るに、魯
に入つて孔子に斬られた偶優達と、我が朝
に入つた鶻鷗の徒とを並べ對している。前
者は散樂と雖も禮に反する時は斥けられる
ことを言つてゐるが、それでは後者は賞
美の意であるのか、貶意であるのか。

暫く結論を先に述べたい。この兩句は一
括して廻看し、魯に入つた俳優も我が朝に
來つた鶻鷗の徒も、禮に反して解説滑稽の
伎を爲し、却つて斥けられるに至つたと解
すべきものである。そのような我が
史實は物に見えない。頗る奇矯の解釋のよ
うであるが、仔細は最後の章において説く
こととして本文に譲る。

次句は我が前日と當今との伎歌の風俗が
禮や漢典（後漢書）に異なると言うので周あ
るが、それは單に相違を指摘するだけなの
であるから。當時の大唐崇拜の風より見れ
ば、これら權威ある典籍に異るとは即ち正
しからざるを意味するであろう。我が散樂

に對する貶意なのである。すると此の一條
は次のような内容であろう。

船太之新蘇鵠、人爲美談 A 1
魚丸之世羅國、世稱妙舞 B 1

未審、揚鞭騎半蓆、指何方而逃去、A 2
脩柱負胡鍊、爲誰人而裝備、B 2

此の條、傍句を中心にして、前一對の重

「散樂が興つてよりこのかた、その來歷

には久しいものがある。その間には、魯に
入つた俳優とか、我が朝に入つた鶻鷗の徒
のように、禮に反したが故に、みずから
に入つた鶻鷗の徒とを並べ對している。前
者は散樂と雖も禮に反する時は斥けられる
ことを言つてゐるが、それでは後者は賞
美の意であるのか、貶意であるのか。

滑稽伎によつて却つて斬られたり停止を受
けたりするような事があつた。かくの如く
散樂も亦風教を害する所があつてはならな
いのである。それならば爾後の我が散樂の
内容はどうであるか。これ亦、舊記口碑
について過去を見て、又、現在における
状況を見ても、いざれもかの周禮や後漢書等
に記すものと著しく異なつてゐる。果して
これを正しい來由あつて禮に適い、よく満
せざるものと言ひ得るかどうか。」

これが帝の問われようとする大眼目であ
る。もとより儒教的見地よりする風教上の
價值批判にわたる筈のものである。此の意
に従つて、以下を見なければならないと思
う。

隔句と後一對の密隔句とは相合して、意を成す。後掲の氏安對文中の符號と照合せられた。

「半部に騎して鞭を揚げるのは船太の新

馬

である。胡鏡を負うて柱に添うのは魚丸の演ずる世羅國である。いずれも當今

名手として世人は賞美するが、いぶかしき

は其の演技が何を意味するや殆ど解し難い

事である。かの騎乗する者は何方を指して

逃れ去るのか。かの武裝する者は如何なる

目的によるのか。」と。追うと言わざして

逃げると言う。既に貶意がある。傍柱は對

答の方には對柱と有るから、且つ添い且つ

對する演技が想像せられる。對する相手が

人でない。これを敢えて誰人の爲にして裝

備するのかと問われる所以ある。陽に疑問

を呈して陰に痛烈なる譏意の寓せられるものであらう。

新歌舞は和名抄に初めて其の名を現わし高麗樂曲とされている。然るに和名抄が成つてより僅か三十年後の此の時代に、散樂の曲名にされている。もとより高麗樂には散樂的なものも含まれていよう。しかし高麗樂はあくまでも高麗樂として遇せられる

筈である。これを散樂とするのは如何にも不思議である。後世鎌倉初頭に成った教訓抄に、この曲の樂人の數や裝束や調律を紹介しているが、そこには白河天皇の勅命で俊綱朝臣が新作したといふ傳えが記され、又目出たい舞だとしてある。そして「近來偏ニ實ヲ不レ習、散樂ニ成ニタリ、淺猿事也」とあるが、この近來とは鎌倉時代のことであり、目出たい舞だといふのも、それより百數十年前の白河天皇時代に新作されたものを指している筈であつて、平安初期の和名抄や散樂策問の頃の事ではない。從つて「散樂に成つてしまつた」というのも和名抄に高麗樂曲であつたものが散樂策問の時代から散樂になつたという事を言つてゐるのではない。この教訓抄の記事から知り得る事は、新歌舞が長く廢曲になつて、白河天皇の時には全然新作によつて古曲名を復活したということである。その廢曲になつた時期が、少くとも和名抄や散樂策問の頃まで遡り得るわけである。思うに和名抄の頃はただその曲名のみが高麗樂曲として傳えられていたのである。そして傳えたのである。思ふに我が國に入つた散樂中最も

古曲の復活説を信じた事を意味するのである。而して識者は高麗樂を直ちに散樂の曲名とした事に不審を抱いたであろう。

世羅國は原田亨一氏の「近世日本演劇の源流」に、世羅國は吐羅國の傳寫の誤であるとあるが、この近來とは鎌倉時代のことである。都盧尋檀伎即ち縁竿之伎であるとされていて、吐羅は奈良朝の度羅樂であり、これは漢代の都盧尋檀伎であると推論せられた。而して、置かれた樂戸は即ち延暦元年に廢せられた散樂戸であると推論せられた。而して令集解に婆理舞六人・久太舞廿人・邪舞廿五人・韓興楚奪女舞廿人として右四傳羅之樂とあるものについては、正倉院の彈弓面の散樂圖に竿上の曲伎の周圍で離し立てて、一群を以て縁竿技に附隨する一種の離子とし、これが發達して獨立の舞踏になつたものとせられた。高野博士は更に彈弓面の圖に舞態を示すものを認めていられる。曲藝の傍で滑稽舞踏を行なうのは信西古樂図にも見える所である。但しそれは素手であり紛装をしていない。それが古例なのである。思ふに我が國に入つた散樂中最も

眼を見はらせたのは都盧尋橦伎であつたが爲に、度羅樂を以て散樂の通稱とするに至つたものであろう。從つて婆理傳以下が必ずしも都盧尋橦の周圍で行なわれる舞から發達したと限ることもいらないであろう。散樂といふ語も、三代實錄に見る如く廣狹種々の義に用いられているから度羅樂も同様であろう、すると本來の尋橦伎のみを指す場合も勿論あつたわけであるから、魚丸の世羅樂（吐羅樂）も亦その狹義のものと見ることが出来る。そうすると、策問に、柱に傍うといふのは竿木がやや太くなつていたので柱と稱したのである、胡籤を負うて且つ添い且つ對するには竿木に登つたものとも見られるし、又傍らの舞踏人とも考えられる。然るにこの當時はすでに廣義の度羅樂の名は廢れてゐる。散樂とか諸伎とか百戲とかいう語が三代實錄以來行なわれて居り、狹義の尋橦伎を指す時は「透橦」という語が用いられているから、魚丸が「世羅國（吐羅國）」と銘打つたのは、やはり船太の「新韻輪」と同じく古曲名の復活ではなかつたかと思われる。尙、「世羅國」は必ずしも策問の誤寫と限ることもない。

それ以前にすでにかく誤傳されていて魚丸はそのまま「世羅國」を竿木技の古名として受容していたかも知れない。

船太や魚丸の演技の基づく所については原田氏が村上天皇の策問の文を文選の西京賦に由来すると指摘せられてゐるのを思い合せたい。

爾乃建戯車^ヲ樹^ヲ修爐^ヲ、振幢^ヲ達材^ヲ、上^ヲ下^ヲ翻^フ、突^ク倒^シ投^ハ而^ヘ蹠桂^ヲ、嬖嬪^ヲ絕^リ而^ヘ復聯^フ、百馬^ヲ同^レ轡^ヲ、駒足^ヲ並^ヒ馳^ス。橦末^ノ之^ヲ伎^ヲ、態不^{可^シ}彌^ム、舞^レ弓^ヲ射^ハ乎^シ西羌^ヲ、又^ニ顧發^ハ乎^シ鮮卑^ヲ、

原田氏は「揚鞭騎半部」を右の「百馬同轡、駒足並馳」する様を模したものである、「傍柱負胡籤」には「翫弓射乎西羌、又顧發乎鮮卑」なる所作を意味したのではなかと言われば、これらはいずれも様竿之技であるとせられた。眞に卓見であるが、胡籤を負うのが風變りである。ここに注目すべきは兩者とも西京賦に形容的に用いられないかと言われば、これらはいすれも様竿之技であるとせられた。眞に卓見であるが、

胡籤を負うたりして示しているらしい事で、得ぬままに、勝手に創案して演じているのである。かくて兩人は、西京賦の伎を理解するものと偽稱し、且つ又之に古曲名を僭稱して我が國にも古く傳えられたものであることを示し、大いに時流に投じたものと察せられる。しかし帝はその虚偽を看破せられた。西京賦の散樂人は西羌を射、

鮮卑を射たというが、魚丸は一体誰を射る
つもりかと、彼の誤讀に基く所に鋭い一匕
を入れて嘲弄せられたのである。そこで帝が氏安に與えられた課題は、この僭稱者を斥けるべき堂々の論であつたと思われるるのである。

安勅氏之臨老相撲、難辨其師傳

C 1

吏部王之惟新傀儡、欲聞其秘術

D 1

隨月次而變體、拾遺之說真爲僞

C 2

馮圓座而放光、亞相之談非毀非譽

D 2

前條が當代の事であるとすれば、それは

初の「俯察當今之風俗」に呼應するものである。

そなれば此の條は、「仰尋前日之伎歌」に應するものであつて、拾遺之說、亞相之談といふのを見ても、實見の伎ではなく、又氏安の對文にこの浮説を馮虛・亡是（西京賦中の假托の人名）の作といふの照し合せて、これは昔時の事であると見なされる。句解は前條と同じく二對の雜隔句を綜合しなければならない。これを從前の諸説のように前一對句と後一對句とを別個の伎について述べたものと解するのは從いがたい。

曰く「我が朝では古え安勅氏なるものが

あつて、老齡に至るも相撲伎を能くし、十二ヶ月の毎月毎にその時候に應じて体軀を變えて勝を得たと言う。これは拾遺の説く所である。又同じく古えの李部王淳傀儡伎に新しい工夫を加えて、圓座に坐せしめた人形から放光佛のよう光を發せしめたと言う。これは亞相の話す所である。しかしあく幻術の如き相撲伎があつたとすれば、誰から學び得たものか。其の師傳を明かにして可能であつたろうか。其の秘術の真相

を知りたいものである。汝はこれらに就いて知る所があるかどうか。一体拾遺や亞相が果してこれらを眞として言つているのか僞と思いつつ言つてゐるのか。又譽むべき事としているのか毀るべしとしているのか。眞意の程は明らかでないのだから、遠慮なく批判を下すがよい。其の事の眞僞、其の術の正邪を論ぜよ」と。

其の僞其の邪はこれ亦すでに帝の意中に斷じられている。敢て質されるのは氏安をして儒家の正論を行わしめんとされるのである。浮説の主が歴とした朝臣であることを顧慮せられて、批判の自由をも保證せ

られている。周到の文である。拾遺は侍從亞相は中將であるが、いまだその名を尋ね得ない。談といふから、當時の人であろう。尙ほこの相撲と傀儡については對策の個所で説くこととする。

子、

傳儒家之累業、

開輸苑之詞華、

宣海峽猿之奇態、

莫泥水鳥之陸步、

旨とする所は氏安の對答の文に關している。峽猿の奇態と言ひ水鳥の陸歩と言うのも散樂に因む諧謔的縁語であつて、直指するには散樂伎ではない。よろしく俊拔なる思想文辭を學ぶべし。固陋拙劣の言説を爲す勿れと激勵戒飭されたのである。兼ねて此の縁語によつて當時の宮廷散樂の萎靡沈滯しているのを諷せられた點も考えられるが、その點に關しては當時の實状を想定する事によつて多少限定せねばならない節がある。それは末章に譲る。當面の問題は、前日並びに當今の散樂の怪しつべきものについて、俗説に拘泥することなく明快なる断案を下し、以て風教に資せしめようとい

うにある。今や散樂得業生は論述を考試せられている。論はおのずから累代の家業たる儒學に立ち、述は當然四大駢麗の詞華を發揮せねばならなかつた。

ここに散樂得業生の名稱については、能勢博士は、その對答文が本朝文粹に藤雅材の作となつてゐるのによつて、雅材が氏安に代つて作つたものであり、散樂得業生の制が實際にあつたとは疑はしく、假稱ではないかとしていられる。一体散樂得業生なる名稱の者に、このような論述を考試せらるゝ所には、散樂を先秦六藝の一たる「樂」に擬し、これを以て單なる専門藝人の事とせず、士大夫の必修すべきものであり、儒家本業の一分科と見てゐるのである。散樂得業生たる者は散樂の技術に終結するものでなく禮に通じ學に秀でなければならぬとしているのである。或は村上天皇の頃か又はその以前に、かかる理念を以てこの制が行われたことがあるかも知れないが、所詮我が曲藝師に外國の禮樂や文辭の事が充分に成される筈がない。従つて散樂得業生が事實存していたとしても、このような策文は代作による外はないであろ

う。とにかく藤雅材が作つたものである以上、氏安は文學の士でなくて實技の人であること、能勢博士の説の通りでなくてはならない。そういう人物に右のような意味の作となつてゐるのによつて、雅材が氏安について疑がさはざられるであろう。但し本稿においては名儀人たる氏安の名を用いて行くこととする。

以下對策に移る。

對、三

竊以、

人之稟性、賢愚區分、

樂之理情、古今唯異、

喜怒哀樂之相變、性之所適謂之情、

動靜治亂之不同、體之所和謂之樂、

曰く、「人の性を稟くるや、すでに賢愚

相分れています。喜怒哀樂の變化は、其の

性が事物に觸れておのずから赴き適く結果

でありまして、かかるものを情と言います。

それ故喜怒哀樂の情の現れは賢愚の稟性によつて異なり、ここに各人に動搖と靜寧の

別が生じ、ひいては世に治亂の分れを來しまして、歸一する所が無くなります。この間において能くこれを中和し、動を靜に亂を治に歸一せしめる所以のもの即ち樂舞に外なりません。しかるに樂舞がかかる効用を發揮するか否かは、古聖代と後代とで頗る相異なるものがあるので御座います。」

是以、

上有明王、戴德者不知手舞足踏、
國無庶事、誇仁者既亦心動言形、

常不可剛強其情、

常不可和柔其情、

方圓不定、智水欲隨神器之中、

進退難期、蒙雲宜卷聖風之裏、

「そこで、古聖代の如く上に明王が有つて國家太平の世には、庶民は君徳を戴いて手の舞い足の踏む所を知らず、唯々仁恩を誇として歌い且つ舞うのであります。しかるに後世の如く政道明かならず、樂舞が官しきを得ないならば、たとえ稟性の智なる者でも、あたかも隨らべき器を得ない水と

同じく、安定のすべがありません。是れ智者といえども明徳の王によつて其の情を正されることを欲する所以であります。まし

て愚昧な一般衆庶に至つては、如何なる進

退に出でるやわかりませんから、尙更聖王の徳風に包み入れる必要が御座います。か

くの如く性の賢愚いすれにしても明王の德

化の中に置いて其の性情を中和させねばなりません。ここにおいて王者たるものは、かりそめにも樂舞の道を誤まつて、民の性情を剛強に偏せしめたり、和柔に墮せしめたりすることのないように致さねばならないので御座います。」

遂使

愚憲之人、飽恩醉徳陶染淳化、
質朴之性、見舞聞歌合應御遊、

「かくて智愚いすれをも正しき樂舞によつて理めますならば、遂には庶民悉く王の恩徳に飽満酣醉して淳平たる徳化に陶染し

君王の歌舞の御遊を見聞しては之に倣い應じ、以て泰平の御世を現出するので御座ります。」

以上樂舞の本質とその經世的意義を説くこれに基いて、漸く散樂の事に入るのである。

金印紫綬之貴臣、規模茂眞而臘袖、
李部槐市之重客、庶幾吉見而揮衣、

寔是、

供奉于中禁、
憤憤於外人、

者也、

「樂舞が上述の如きものでありますならば、輔翼の朝臣たるものは擧つて之を教習せねばなりません。本朝において三公大夫の如き重貴の臣客に至るまで、かの名人茂真や吉見を手本として散樂の修習に力めますのも此の故に外なりません。かく見来れば散樂の伎も以て禁中の御遊に供奉して經世の大事に參與すべきもので御座います。」

是れ其の技の師傳授受が人を選ぶに慎密、みだりに傳えて中正を誤ることなきよう以致す所以で御座います。」

この外人に慎密であるといふ事を、宮廷人以外には觀賞せしめなかつたと解するのは、前半の總論で愚憲の人も質朴の人も共に舞を見歌を聞いて君王の御遊に倣い應じようとする所述べているのに符合しない。

矣、
一
胡鎗者是備武之器也、武士當對柱而負焉、
A 3

半蔀者非代勞之儲也、人臣寧費鞭以馳
少年同宿之處、戲言應知、
邑人出入縱觀」、
B 3

衆口共啓之時、談笑難聞、

會は此の度が最初でなく從前にも行われた事が述べてある。だから、ここは伎藝を衆庶に全然見せなかつたという風には解し難いようである。そこで構文を見るに、ここには初めて送句「者也」を用いて、あたかも冒頭以来の總論を結んでいるかのようであるが、次條を見ると、いきなり「即知」と述べて直接に直前の句を受ける調子であるから、實質的には次條に對する直接の論據となつてゐるようと思われる。その積りで次條と照應し得る解釋を求めてみると、

本條は、散樂が重貴の公卿以下文武の臣の教習すべきものであるといふ事と、正しき傳授を受けた者以外には知り難いもののある事とを主張し、この點を論據として船太と魚丸との事を批判しようとするものようである。

即知、

半蔀者非代勞之儲也、人臣寧費鞭以馳
少年同宿之處、戲言應知、
B 3

「かの新韓編と稱する船太の伎の如き、半蔀に騎乗致しますが、半蔀は足勞に代つて人を乗せて行くものでは御座いません。かかるものに騎乗して鞭を揮うような愚伎を、歴とした人臣がどうして演じ得ましよ。又魚丸の世羅國の如き、胡籠を負うて柱に對しますが、胡籠は重んずべき武具であります。みだりに用いて汚すべきでは御座いません。これ亦禁衛の武臣の演ずべき散樂たるに恥ずるもので御座います。」と。これは前條第一の點より導かれる論である。第二の秘傳といふ點から導かれる所としては、續けて曰く、

「かくの如き淫伎を世人が稱美して古曲を傳える妙舞としますのは、正しき傳授を得た人の言でなく、少年輩の戲言、衆口談笑の中より出するものでありまして、何ら根據ある説では御座いません。」

繖竿伎などを重臣が演ずる事はなかろうが、ここは一般論に基いているようだ。恐らく吉見は既に指摘せられて、いるようだ。古今著聞集に延長六年童相模で散樂を演じたと傳れる「船吉晝」で、二中歴の「坂二吉晝」というのも同人なのである。延長

六年は散樂策問の成った應和三年の三十五年から大凡當代の人物である。茂眞も同様であろう。しかしこういう文で模範的

人物として擧げられるのは、生存人物ではないのではないか。「一度大正昭和の歌舞伎界で明治の九代目團十郎と五代目菊五郎を團榮と併稱し、之を規模とし之を庶幾するといふような趣が、この茂眞吉見についてもあつたのではないか。兩人は、船太や魚丸に對して、傳統派の散樂人であったと思われる。

安本忠之傳相撲、勸酒以進親衛之幕府

藤醜人之習傀儡 捧脯而弄承香之簾前

前條において、船太魚丸の批判に當つて先づ範とすべき茂眞吉見を擧げて、そこに論據を求めた、同様に今、安勤氏と李部王とを言うに先立つて安本忠と藤醜人の故實

を以て論據とするのである。

「古え唐土の安本忠が我が國に相撲伎を傳授しました時には、近衛の幕府において酒脯を具えて大いに儀禮を張り、而る後に其の伎を進献したので御座います。又我が藤醜人が唐人から傀儡技を習い得ました時に

で人形を操りました。このように散樂の傳習授受には禮が正され、その際君臣環視の中で、明々白々に演ぜられたので御座います。」

「捧脯弄承香之簾前」という句は、唐の教坊記あたりから學び來つたものであろうか。同書に「於天津橋上設帳殿一席三日」とある。三日盛儀を張つて後、教坊の少年が習得した絶妙の曲藝を演ずる有様を記している。藤醜人も亦傳習成つて晴れの披露をするのである。「簾」は舞台の具ではあるまい。かく公演する事を述べる以上、前々條の「外人に慎密」なる一事は故實や技術上の秘傳を慎んで洩らさないといふのであつて、實技の上演を祕し隠すようなものを言うのではなかつたと解せられる。

至于夫

體隨月次、

光明圓座、

C 8
D 3

若以秦廣偏謂變體、恨倦誘人之情、C 4
亦稱相同巧爲放光、恐有等佛之罪、D 4
馮虛亡是之作、出自諭士之浮言、
含笑解頤之論、竟是附會之本業、

此の處には、初に「即知」が略されてい
る。見事よいであろう。

「左様で御座いますから、安勅氏の相模

や李部王の傀儡も、明々白々裡に演ぜられ
ていなければなりません。しかるに、月

毎に体験を變するとか、人形が光を放つと
か、うような事は到底衆人環視の中で演じ
得る事で御座いません。従つて此の二事は

作り話であり座興の論に過ぎません。もし

何か古記録の記載を一途に信じ、体験が變
えられるものだと言ひなれば、これは怪力

亂神を語る類でありますと、そのような言

傳えを容認しましては、人を教誨する儒學

も其の功を完うし得ないこととなるで御座
いましよう。又もし、佛典に記された外道

の幻術が、佛の不可思議な法力と同様だか
らなどと理屈づけまして、人形が光を放つ
術があるとしてしまいますならば、外道の

幻化を以て佛の法力に等比せしめようとす
るもので、それこそ佛罰を蒙るねばなり
ますまい。拾遺や亞相がこれを言われたと

いうのも恐らく浮説の文人の作爲の文を見
られたか、根も葉もない昔話をお聞きにな
つたので御座いましよう。全く笑い話に過

ぎませず、もとより禮樂を正すべき儒家に
かかる記録の傳わつてある道理も御座いま
せぬ。」

氏安は安勅氏と李部王の幻術を有り得な
い事とし、又有つてはならない事として、
拒否しているのである。しかし當時一般人
の常識的判断は、そうではなかつたであろ
う。佛典漢籍の幻術を傳えるものは多い。
「譬えば巧なる幻師の、善く幻術を知りて
多く諸の衆生に、種々異身の相を示すが如
し。」（六十華嚴）とか、「變化して形を易
へ服を改め、大は則ち雲を起し、小は即ち
鐵毫の裏に入り」（晋王子年拾遺記）とか言
うものは、これを字面通り信ずる事がむし
ろ普通であつたろう。又列子の湯問篇には

偃師の作る所の人形が能く歌い舞い、目を
瞬き手を以て招いたりしたと言ひ、漢官典
職には、元旦朝賀の際西方より來つた吉利

國の人が殿前で戯を爲したが、八丈ばかり
の黃龍に化し成つて、水より出でて遊び戯
れると日光に眩き耀いたと言う。この種

のものを抬げばいくらでも出てくる。偃師
の事は諭言であるが、ぜんまい仕掛けの
人形に傳聲管か腹話術かを添えれば簡単に

出来る。舍利の戯は水がらくで作り物の
黄龍を水槽から出すのだが、龍体に金箔を
捺しておけば輝き光るであろう。佛典の幻

師や拾遺記の人体變化は仕掛け箱を使つて
の早變り奇術だと思えば不思議はない。し
かし當時の人々は形容の誇大と記述の簡略
とに誤まられて、我が國に曾て見ぬ不可思
議の幻術として驚き讀んだことであろう。

従つて村上天皇の時代には安勅氏の相模や
李部王の傀儡が文字通りに解せられた筈で
ある。帝も氏安もその點は同様であつたろ
うが、たゞ儒教的な見地から、これを信じ
得なかつたので、言傳えそのものを虚偽と
断じたわけである前記の佛典漢籍に見る所

の如きも帝や氏安からすれば、西京賦に見
る偃師の文人馮虛や亡是の作に類して、事
實に基づかぬ浮説と見なすべきであつたろ
う。だから、安勅氏李部王の戯を虚偽とす
る斷案は、すでに帝の策問に「師傳を辨え難
し」とある所に下されているのである。氏
安はこの意を受けて、前條において傳承授
受の故實を示すことによつて立證した。本

條において「人を誑うるに倦まん」と言ひ
「佛と等しうするの罪を負はん」と言ひが
「佛と等しうするの罪を負はん」と言ひが

如きは、浮説に止めをさす所以であつて前者は諸子百家の妄誕に惑う者に對し、後者は佛家の盲信輩に對した言と見られる。殊に後者に至つては、相手の匕首を取つて反つて其の胸に擬するもの、論法誠に牙えたりと言わねばなるまい。

安勅氏の老に臨んでの相撲は、もしさう

いゝ言傳えが事實に基いていたとするならばそれは後世の四十八手の相撲伎のよう何か唐土系の相撲に十二種程の技があつてこれを陰陽説から十二ヶ月に配して理論化した位のものであろう。丁度東洋音樂の十二律が、月次に配せられるようなものである。その月次に配せられた名目や説明の形容、誤讀すれば、本當に体が虎になつたり龍になつたりする事となる。老に臨むも所謂初老の四十才頃と解すれば、相撲もそれ。高野・能勢兩博士はこれを獨相撲としている。高野・能勢兩博士はこれを獨相撲としない。しかし唐土の角抵戯が獨相撲であつたとは斷じにくいやうにも思われる。李部王の傀儡が光を放つといふなどはぜんまい仕掛け水からくりかで背光形の金色の本片を人形の背中から突き出させればよいのである。だから一

概にこれららの言傳えを虚構としなくともよいのであるが、又一方、日本書紀に書經を眞似た假托の文辭を掲載して古帝王のものとする程に、唐土に對抗する擬態に腐心した我が國人の事と誰かが向うの書籍に眞似て書き残したのかも知れない。そういう點は今日では何とも明かに難しい。

安本忠と藤醜人との事は、相撲と傀儡と

を我が國に傳えた最初を言おうとしているものようである。しかしそれも確かめ難

い。高野博士はこれを氏安の假托の故事と

していられる。いかにも假托らしい。ただ

安本忠や藤醜人という人名までも氏安の假

托とするには、なお多少残り惜しい気が

する。氏安がいきなり安本忠云々。藤醜人

云々と説き起して、その時代や人物紹介を加えないのは、先に茂眞と吉見を言い、又

策問の方に安勅氏更部王船太魚丸を擧げる

場合と全く同様の調子である。かとえ駢文

の不自由はあるとしても、この書き振りには、これらの人名が、少くとも當時の人

達に馴染深いものであつて、實在人物を信

ぜられていた事が覗えるようである。假托

としても氏安が作爲した人名ではなくて、

ずっと以前に出来ていた人名らしい。當時としては安勅氏は安本忠の血脈を引いた藤化人、藤醜人は藤鳳氏として知られていたことである。李部王は、當代に李部王記を殘された重明親王でないことは勿論で、いずれ古人として知られていた筈である。

四

氏安は以上で帝の問われた四事例に答え

終つた。これより收束に入る。

、我國家、

時反朴略、

俗類花胥、

萬民皆就樂遊、

四方各戲伎藝、

譬堯德於就日、彼猶有懶、

歌舞曲於薰風、其未盡善、

「我が國家は今聖帝の薰化によつて、質朴簡略の古風俗に立ち歸り、花胥の國を現出しつつ、四方萬民悉く樂舞を樂しんでいます。誠に堯舜の古聖代に比するもなお勝れり」と言ふべきで御座いましよろ。」

これは帝德を讃美する辭禮を呈し、併せて樂舞の理想を反復して綱論に應ぜしめるものである。これを以て當時の現實が散樂

の理想的在り方を示していたと見得るわけではない。末章に述べるように、事實はむしろ反対であつたらしい。しかし氏安はなお本條に基づいてその具体的な例を述べ進めよ。

自然、

樂而不淫、

神而又妙、

神樂之雪夜、雖怪短男之輕身、

踏歌之春天、愈恨高冠之吞舌、

「左様の次第で、君徳の然らしむる所おのづからにして我が散樂はよく樂しんで淫せす、而も神妙の技を見せるので御座います」とえば神樂の寒夜に侏儒の演ずる身軽の伎の如き、或は又春の踏歌の朝に高巾子を冠つた男踏歌の大宮人達が舌を卷いて感嘆する伎の如きその神妙の業は見る人の怪しづばかりのものがあり、伎を學ぶ者誰しも己の及ばざるを心ひそかに恨むのであります。が、しかしあつて放恣淫靡の藝でもなく、又人惑しの不可解な幻術でもなく來由の正しい伎であり、師傳を受けて練磨されば達し得る筋合のもので御座いますから、觀る者は樂しんで淫せず、學ぶ者は一

段と精進して上達することを期して惑わず何ら人心を害する所は御座いません。」

此の條、「…と雖も、…を恨む」という表現に拘泥しないで解したい。「樂しんで淫せず、神にして又妙なる裏むべき事例として侏儒の伎と高冠呑舌の技とを擧げているのである。「怪しむ」も「ひそかに恨む」も今一步で惑つたり怨をふくんだりして悪い事になりそな所をそこに至らずして、樂しんで淫せざる境にとどまることを言うのであり、そういう所に正しい傳承のある散樂伎の在り方を主張しているのである。

高冠は能勢博士の教えられる通り男踏歌に列する大宮人が高巾子を冠つて出るのを指す。その男踏歌の人々が、散樂人を召連れて參加する事のあるのも博士が示される所である。從つて高冠が舌を呑むというのは、餘興の歎樂人の藝を見て高巾子の大宮人達が舌を卷いて感嘆するといふ意になる。

假體釣名、

課無責有、

學擢心肝、雖數多年刺股之苦、

問離視聽、未通一日缺鼻之詞、

謹對、

「私は日夜學問に心肝を擢き、股を刺して懈怠を戒める事多年で御座いますが、此の度の勘問の大第は全く見聞の及ばざる所である。對句の照應も「短男之輕身」は演技の有様で「樂而不淫」に當つて「高冠之呑舌」は觀賞する有様で「神而又妙」に當つている。尤も全体の解釋は必ずしも此の對當關係に局限しないで、此の條を一括して

内容を汲み取るべきであろう。「自然」という傍句は前條末に附けているのでない事は、前條本條次條とともに句を短く起して漸々に長引して極まる形を取つてゐるから明かである。

さて氏安が、船太や魚丸の技を斥けつてここに傳承の正しい散樂を神妙の藝術と揚げ稱する所には、策問の末句に當今の散樂の沈滯を諷せられるが如き意のあつたのに對して傳統派の散樂人達を一應辯護する趣が感ぜられる。そうしておいて次の終節においては自己に關して謙辭を述べ、以て對答文を結ぶのであつた。

事えも叶ひませぬ。散樂得業生とは申しましても、虚名を負うばかり課業は成る無く責罪のみ身に有る者誠に恐れ多い次第で御座います。謹んでお對え申上げます。」

氏安の謙辭は、策問の末句と照し合せる時、散樂の實技ではなく文學の事についてでなくてはならない。

「一日缺鼻之詞」には能勢博士の擧げられた。明衡往來と平治物語との二用例がある。平治物語に信頼が戦で落馬して鼻の先を突き缺いた事を左大臣伊通が聞いて、

一日猿樂に鼻をかくといふ世俗の諺こそあるに信頼は一日の軍に鼻を突きける。

と言つたとある。諺だから「ひとひざるがく」と熟合して讀むべきで、平素練習もしていゝ者がよせばよいのに或る日猿樂の曲藝をやつてみて、ひつくりかえつて鼻の頭を怪我したというのであつて、習わぬ業の眞似しくじり、とでもいう位の意味である。軍知らずの信頼の失敗もそれである。明衡往來には、稻荷祭の猿樂を微行で見て來た事を書いた書簡に、處々方々の村々が猿樂雜藝を競い合い、見物に當つても衣裳

や馬具に豪奢を誇り合つて見物人を見物するのも面白いといふような事を述べて、

至于家産之弊只「在伎身」、他人之不爲愁耳、抑又一日有缺鼻之心歟、

「家産を莫大に費すのは本人の勝手だから他人が心配してやることもりますまい。が、そう言う私自身が、案外一日猿樂に鼻を缺こうとしている一狂人なのかも知れませんね。用心々々」と民間の猿樂を済り廻る公卿の心理の一面を、我が身に諸諺している。ここにも習わぬ業の猿真似失敗の意があつてはまる。下手に真似をするなどといふ成めの俚諺である。そこで對策の「未通

一日欠鼻之詞」も、下手な真似事の詞文さえもいまだ爲し得ないと、言うのである。ここは策問の「莫泥水鳥之陸歩」といふ諺的な表現に應じてゐるのだから、散樂に縁のある面白い俚諺を用いたまで要は自己が四六駢麗文に拙劣なる事を謙遜した辭禮だと解したい。

氏安の對策を以上の如く解してくれば、實に脈絡一貫した正々堂々の論述であり、語々句々策問の意に應對し得ている。帝の快哉と俚笑とは、隨處に發せられたである。

う。「本朝文粹」に收載せられて今日まで傳わり得たのも故なしとしないのである。

一体當時の散樂の諸伎はどの程度のものであつたろうか。策問に相模や傀儡の幻伎を虚構として排してゐる所を見れば、幻伎に屬する大奇術類や仕掛け物からくり物は殆んど我が國に行われてなかつたのではないかと思われる。だから呪師の奇術の如きも極めて簡単な小手品であつたろう。信西古樂圖を見るも、飲刀子僻などのよくな、刀飲みとか劍の刃渡りの如く比較的容易なものでも、全く空想圖であつてその實技を見聞しない者の描く所である。又竿木伎や高絆伎（網渡り）や肩上重立伎などの曲藝、輕業は有つたであらうが、これの美技を傳える古記録が絶無であることを思えば、大したものでなかつたと察せざるを得ない。

文選を初め彼の土の詩賦には絶妙の藝を謂したものが多い。しかるに我が詩賦はこれを讀することがない。彼に讀み知る所と我に眼に見る所とがあまりに懸隔しているからであろう。殘る所は、素人にも出來る一足・高足・輪鼓・獨樂・魚龍曼延（異形の動

物に紛して躍りつつ練り歩くもの) や擲倒(かへりうち、とんぼ返り) 等と、輕口物真似の湯滸の戯である。一日猿樂に鼻を實際に缺くのは擲倒であろう。これらの簡易な藝こそは氏安の對答に言う如く顯貴の重臣も自ら演じ戯れたことと思われる。それには物々しい師傳授受の事や瑠璃な技術の秘傳もあつたことであろう。傳統藝派の中核は、案外こんな所にあつたかも知れない。「短男之輕身」という如き、今日の曲藝團の侏儒から、見ても擲倒と滑稽舞踏とが主となつてゐるのだから、氏安が神而又妙と言ひのものこのようない類のものであり、精々、竿木伎や高組伎・肩上重立の極く簡単なものに過ぎないであろう。これら傳統藝が、文選の西京賦などを鑒賞した我が宮廷人にとって慙歎されるのは當然である。この不満の現れが、一つには安勅氏の相撲や李部主の傀儡に關する流説となり、一つには船太や魚丸の模擬體稱となる。

船太と魚丸が賞美されたのは、西京賦中の伎を演ずると稱し、且つそれが我が古曲の復活でもあると誇つたのに基くであらう。その事は既に述べた。だが、如何に誇稱し譽稱するも其の實技が興味を外れては觀迎せられない。今、其の演ずる所を想像すれば、かの小曲藝の傳統派に對するものであつたと知られよう。同時に、帝が船太るに魚丸の竿木伎は胡籠を負う事に新奇があり、船太の半部乗りは鞭を揮う事に興趣を引いたものようである。半部を用いて騎乗の眞似をし、竿木に對して弓箭を放つ眞似をするのはまさに倒錯心理に訴える物眞似の滑稽である。湯滸解頤の藝脈に屬する。物眞似や輕口の滑稽藝が散樂に地歩を占めて行く趣は能勢博士が詳説されてゐる。これは三代實錄中においてすでに狹義の散樂の名をほしままにして、枕草子や源氏物語においては「さるがう」と轉訳して戯謔を意味する一般語とさえなつた。策問は枕草子源氏物語の僅か三四十年前に成つた。從つてその當時は散樂人の滑稽物眞似輕口は宮廷人の日常に浸潤してゐたのである。この風潮の中にあつて、船太や魚丸は舊套を守る單調な曲藝に流行の物眞似を加味する事によつて新生面を開いたものであつたろう。それが實質的な賞美の面であつたと思われる物眞似藝の勝利なのである。そこで帝が策問の末尾に陰に我が散樂の沈滌を諷諭せられたのは、船太や魚丸によつて、内侍所の神樂の餘興に、源行綱が寒夜に簞丸をあぶる様子の輕口物眞似樂踏を演じて大宮人に腹を抱えさせた(宇治拾

遣）。これはさすがに躊躇しつつ思い切つて演じた事であつたから、村上天皇の頃にはまだこんな風ではなかつたと知られる。船太や魚丸の物真似は右の例に比べて遙かに高尚である。殆ど滑稽の神隨を得たものであつたかも知れぬ。しかもなお文武の臣を弄するものとして論難せられた。當時の物真似輕口が權威を顛倒させる滑稽を弄したことなどが推察せられると共に、それが極端に走つたこともあつたであろう。これらの藝と、所謂「さるがう」の戯謔とは、相率いて不眞面目な風潮を宮廷にはびこらせてここに儒教的な批判的的となるに至つたのではないか。

散樂は唐士においても、屢々禁止せられた。絶えては興り、極まつては絶たれたのである。伎樂以來、我が國も亦そうであつたろう。ただその明らかな徵證が存しないだけである。しかし、三代實錄や日本紀略によると、清和天皇の頃にそいう事があつたらしい。三代實錄に貞觀三年六月廿一日、童相撲御覽の日に行われた散樂は、「左右互奏」^{音楽}、「種々雜伎」、「散樂」、「透撞」、「呪燐弄玉等之謡」、「如相撲節儀」などと々に演

伎目を記している。この以前の元年二年に相撲節が行われず、從つて三代實錄として最初の散樂記載であるから演伎日まで記したのである。從つて同年七月廿六日に「帝御前殿觀三相樂」、「左右近衛府奏音樂」、とあるのも、翌年七月十二日「天皇御前殿觀三童相撲」、「奏樂如去年」、とあるのも同様に散樂があつたろう。しかしその直前直後の、「七日癸酉亦御前殿觀童相撲」、「十三日庚申亦御前殿觀童相撲」、とのみあつて奏樂の事を記さないのは恐らく奏樂の事が行われなかつたのである。同五年五月廿日には神泉苑での御靈會に盛大な散樂が行われたが、六年の相撲と童相撲とには音樂のことも散樂の事も記さない。七年には七月廿一日の相撲には樂を記さず、廿三日の相撲には「左右司遞奏」、「音樂」、「百戲偕作」と散樂の事を記すから、廿一日の方は行わぬなかつたのであり、從つて前年の六年のもの散樂が行わぬなかつたと見られる。これより後、帝の讓位されると、相撲節も停止せられたのである。貞觀十八年まで、相撲御覽は僅かに十三年七月廿八日に一回見えるばかりで、もとより散樂の事を記さない。十四年七月

廿九日には此日、有宣旨、停相撲節」とある。單に停とある場合は多くその年限の停止であるのが記例であるがこの「有宣旨」は、或は太政大臣良房が歿死の重病中だつた事かも知れないが、別に何か意味の深いものがありそうである。これより先き、十年六月廿八日には、日本記略による「制、相撲節、水隸、兵部省」とあり、十一年八月廿七日源朝臣啓の率去にあたつて、三代實錄はその略傳を掲げ、音樂に巧みで「能歌然不至淫樂」と特記している。これらを併せ思ふに、散樂が淫樂として排せられた傾向が見られる。散樂は元來近衛府の所管で、相撲節の餘興として演ぜられるが故に相撲節までも兵部省の所管に移して散樂者流との縁を絶つたのだが、なお散樂をこれに結びつけようとする形勢が強いために遂に相撲節も停止せられたのである。當時、相撲節は相撲よりも散樂の方が興味の主眼があつたのである。清和天皇は九歳で即位せられ、貞觀十四年九月まで、良房が太政大臣として政を攝していた。さて十八年讓位の後、幼帝陽成天皇には基經が太政大臣となつたが、その元慶四

年七月廿九日久しぶりに相模節が行われて此の時昔のように左右近衛府から音楽散樂が出て盛大に演ぜられた。就中右近衛の内藏富繼と長尾米繼が「伎藝^二散樂^一、令^三入大唉^二、所謂鴻音^一近^二矣亦各^三絹^一匹^四」と特記せられた。この特記には衆人待望の伎がこれにあつた事を知ると共に、先の停止の際に中心となつていた伎もこれであつたと察せられるであろう。さすれば、村上天皇の策間に、冒頭先づ鳥崎來朝して排せられた事を言われるのも、右の清和天皇の事歴に文飾を施されたものではあるまいか。

而して末尾に狹猿の奇態を學べと云われるのによつてみても、帝の貶斥は傳統の曲藝にある。ではなく、主として鳩鷦の系統を引いた物真似輕口の猥雑にあつたと見るべきではあるまいか。前日の伎頭といふのものが系統のものを指すのであらう。散樂策によつて幻伎の流説と鴻音の伎とは一時壓迫を受けるに至つたであろう。しかしそれは固陋單調な宮廷散樂を懲々羞辱せしめるに過ぎない。而も壓迫はただ公儀の盛宴にのみとどまるであろう。三代實錄における散樂記事も年一度の節儀における公演を

示すのみであつて散樂の上演が貴族の邸や社寺においても、停止せられたとは思えないと証した。枕草子や源語に「さるがう」と訛した風潮は、この策間の効が極めて一時的であつたか。又は公儀に局限せられたものであつた事を思はせる。而も宮廷における物真似輕口藝への壓迫は民間におけるこの發達を何ら阻害し得るものでなかつた。これより凡そ百年の後、明衡往來に記す民間散樂の記事は、宮廷散樂にあきたらぬ公卿が民間に微行して、これを漁る有様を示して居り、同じ著者の新猿樂記に至つては、其の最も詳記した伎が即ち物真似滑稽伎なのであつた、彼が「新猿樂」と銘打つたのにははるか以前から散樂と同義語として猿樂の字が行はれていた事を知ると共にそれは當時の宮廷猿樂の狭い傳統藝の範囲を脱しておらずから明石までの七卷を收めているが、古來譯書のきわめて多いこの部分についてもこれほど親切でこなれきつたものはないと言つてもよい。源語研究の一つの峯がこに示されていると言える書である。

廷散樂が形骸化し、やがて民間猿樂において大發展すべき過渡期を示すものが散樂策間であつたのである。

◎新刊紹介

五十嵐力著
昭和完訳『源氏語物』第一卷

故五十嵐力博士の四十年にわたる讀通斬味の結實であつて、現代語譯とはいつてもおのずから註釋も含んだぎわめて行きとどいたものである。時代差の抵抗はほんと除かれていて原作を離れての好個の讀物ともなつてゐる。學者にして同時に豊かな藝術的センスを持たれた博士を描いて望めない勞作だと言えよう。前巻にひきつづいて紅葉賀から明石までの七卷を收めているが、古來譯書のきわめて多いこの部分についてもこれほど親切でこなれきつたものはないと言つてもよい。源語研究の一つの峯がこに示されていると言える書である。